山形県がん対策推進条例(仮称)骨子案に対する意見の概要と 意見に対する考え方について

1 意見募集期間

平成28年10月5日(水)~平成28年10月31日(月)

2 意見の件数

22件 (意見提出者数 11人)

3 意見の概要

0	条例全般に係るもの	3	件
0	前文に係るもの	1	件
0	がんの予防・早期発見の推進に係るもの	1 1	件
0	健康的な食生活の推進に係るもの	3	件
0	女性特有のがん対策の推進に係るもの	1	件
0	がん医療の充実に係るもの	1	件
0	緩和ケアの充実に係るもの	1	件
0	がん患者等への相談支援体制の整備等に	1	件
	係るもの		

※ がんの予防・早期発見の推進に係る意見数11件のうち喫煙に 関係する意見が9件あった。

4 意見の概要と意見に対する考え方

項目	番号	意見の概要	意見に対する考え方
条例全般	1	この条例は、多角的な観点で構成されてお	37道府県で同趣旨の条例が制
		り納得がいく内容である。	定されており、それらの良い点を取
	2	がん対策に関しての条例化を図るもので、	り入れるとともに、健康的な食生活
		取組みとしては素晴らしいと思いますが、特	の推進等を盛り込むなど、本県らし
		に目新しさがあまりないという印象です。	さも条例案に加味するよう留意し
	3	がんに関わる、医療、社会保険、精神面、	たところです。
		就労など横のつながりが、まだまだ不十分で	また、前文において、県、市町村、
		あり、どのような状況でも、患者が平等な対	県民、保健医療福祉関係者、事業者
		応を受けられるようにしていただきたい。	等、がんに関わる全ての主体が、そ
			れぞれの立場に応じて協働してい
			くこととし、さらには、がん医療の
			充実、がん患者等への相談支援体制
			の整備等について規定しています。
前 文	4	前文に記載されているとおり、がんの予防	この条例案は、長期的な視点でが
		には、がんに対する正しい知識を得ることに	んの予防を推進しつつ、がんの早期
		よって、健全な食生活等、健康的な生活習慣	発見及び早期治療の推進に重点を
		を取り入れ、がんの発生する要因を減らすこ	置いたものとしております。
		とが重要と思います。	がんの予防においては、県民が正
		お酒やたばこ等の特定の嗜好品に原因を	しい知識を持ち、健康に留意してい
		特定するには無理があり、また、そのような	くことが重要と考えておりますの
		表記では、県民が正しい知識を得るに当たっ	で、普及啓発等に取り組むこととし
		て誤解を招く可能性が高いと考えます。	ています。
予 防・	5	早期発見と、早期治療を最優先させ、さら	この条例案では、がんの予防、早
早期発見		には、検診の精度を上げることを考えていた	期発見及び早期治療を重視してお
【全般】		だきたいと思います。	ります。また、がん検診の受診率の
		また、異常が見つかった後の、二次受診を	向上、精度がより高い検診の導入促
		しないと意味がないのでその受診率を上げ	進、がん検診に携わる関係者の資質
		ることが、とても重要だと思います。	向上等を規定しています。
予 防 ·	6	「受動喫煙防止宣言」などにも同様な記載	がんの予防において、生活習慣の
早期発見		があり、これらとの関連を明確にすべきと考	改善は非常に重要であり、県民が、
【第1号】		えます。県の施策であるので、一貫性を持っ	喫煙、過度の飲酒、偏った食生活、
		ていただきたいと感じます。	運動不足など日常の生活習慣が健
	7	喫煙、飲酒以外にも生活習慣・食事・住環	康に及ぼす影響についての理解や
		境・職場環境・大気汚染・精神的要素等、健	関心を深めていくことができるよ
		康に影響するものは、数え切れないほどあり	う、普及啓発に取り組むことを規定
		ます。	しています。
		悪者にしやすいものを大きく取り上げて、	喫煙や飲酒そのものの規制を目

項目	番	意見の概要	意見に対する考え方
	号	登板を口標を向体が連続はチャスしこれ 。	h + 7 + 0 = + 1
		厳格な目標を定め消費削減をするようなこ	的とするものではなく、また、数値
		とは、やめていただきたいと思います。	目標等を設定するものでもありま
		また、他の健康を害する物や事象について	せんので、御理解くださるようお願
		も公平に扱っていただきたいと思います。	いします。
	8	法で販売が認められているタバコやアル	また、喫煙については、社会の中
		コールについて無用に消費削減を煽るよう	で様々な意見があることも事実で
		な数値目標を掲げることは不要と考えます。 	あります。現在、国において受動喫
		タバコについて、健康被害の最大の原因の	煙防止対策について必要な法律案
		ように仕立てあげるやり方は適切ではない	の提出も含めた検討が進められて
		と考えます。	おりますことから、今後の喫煙対策
		もっと健康に悪い物や生活習慣はいくら	についてもその趣旨に沿った取組
		でもあると思います。	みを検討していくこととなると考
		また、行政の考え方で、タバコには厳しく、	えております。
		アルコールには寛容、という意識が見られる	御意見につきましては、今後の施
		のも妥当ではないと思います。ニコチン依存	策展開の参考にさせていただきま
		よりアルコール依存の方が遥かに危険だと	す。
		思います。	
	9	非燃焼の加熱式タバコ及び電子タバコに	
		ついて、紙巻きタバコと同様に種々の発がん	
		性物質が含まれることから、喫煙の概念に含	
		めてはどうか。	
予 防・	10	「受動喫煙防止宣言」などにも同様な記載	受動喫煙防止対策につきまして
早期発見		があり、これらとの関連を明確にすべきと考	は、健康増進法第 25 条を参考に、
【第2号】		えます。県の施策であるので、一貫性を持っ	規定を設けたところであり、御理解
		ていただきたいと感じます。	願います。
	11	受動喫煙防止イコール禁煙という考え方	受動喫煙防止対策につきまして
		はやめて欲しいです。	は、健康増進法第 25 条を参考に、
		喫煙場所をなくすことで、例えば屋外での	規定を設けたところであり、喫煙そ
		喫煙歩きたばこが増えるなど、受動喫煙の問	のものを規制するものではありま
		題が悪化する恐れがあります。	せんので、御理解願います。
		非喫煙者に迷惑をかけないためにも、民間	また、喫煙については、社会の中
		に任せきりではなく、行政としても、最低限	で様々な意見があることも事実で
		きちんとした喫煙場所を作っていくといっ	あります。現在、国において受動喫
		た整備を行っていただきたい。	煙防止対策について必要な法律案
	12	受動喫煙に係る県の取組みは、「禁煙化」	の提出も含めた検討が進められて
		を強制しているかのように見えます。	おりますことから、その趣旨に沿っ
		小規模商店や飲食店等は、分煙室を作りた	た取組みを検討していくこととな

項目	番号	意見の概要	意見に対する考え方
		くても金銭的な事や、スペース的な事で厳し	ると考えております。
		い所ばかりです。そのような中でも努力し時	御意見につきましては、今後の施
		間分煙やエリア分煙など独自で対策をして	策展開の参考にさせていただきま
		います。	す。
		そうした努力を無にすることがないよう、	
		実情を踏まえた合理的・建設的内容で社会環	
		境整備を行っていただきたい。	
	13	「社会環境の整備」は、極端に言えば喫煙	
		者を排除することで受動喫煙防止につなげ	
		るなど幅広い意味でとらえられてしまうの	
		ではないかと考えます。	
		喫煙や飲酒は嗜好品ですので、それぞれを	
		楽しむことも尊重していただきたい。	
		非喫煙者に迷惑をかけないためにも、分煙	
		などの喫煙環境も整備していただくことを	
		望みます。	
	14	国で受動喫煙防止法制定の動きがありま	
		すが、受動喫煙防止には社会環境の整備だけ	
		でなく法的ルールが不可欠です。法が出来て	
		いないので、必要を見越して、「社会環境の	
		整備」を「社会環境及び社会的ルールの整備」	
		としてはいかが。	
		また、受動喫煙の対象に、非燃焼の加熱式	
		タバコ及び電子タバコを含めてはどうか。	
予 防・	15	がんの予防向上を図るには、現状では、早	本条例案においても、がん検診の
早期発見		期発見に向けた検診率の向上に重点を置く	受診率の向上が重要と考えており、
【第3号】		べきと考えます。	県民に対する普及啓発に取り組む
			ほか、精度がより高い検診の導入促
			進、がん検診に携わる関係者の資質
			向上等も規定しています。
健康的な	16	真にがんの予防向上を図るには、第一に食	本条例案においても、食生活が、
食 生 活		生活、その他睡眠不足、ストレス等様々な要	がんの発生に大きく影響するとの
【全般】		因を特定した健康的な生活習慣を浸透させ	認識のもと、がんと食生活との関係
		ることが重要ではないでしょうか。	についての正しい知識、幼少期から
	17	日本海側はもともと胃がんの罹患率も高	の日常生活を通して育まれる食習
		く、山形でも「食」への啓蒙は行ってきまし	慣についての普及啓発を推進して
		たが、「食」の文化は変わりません。	いくことを規定しています。

項目	番号	意見の概要	意見に対する考え方
		県民に「食」の文化を一新させるくらいの	この他、がんに対する正しい知識
		ものが必要ではないかと思います。	をもとに、健康に留意した生活習慣
	18	24時間いつでも簡単に食物が手に入る環	を送ることができるよう普及啓発
		境にあることや食品に添加される防腐剤な	に取り組むこととしています。
		どにより健康が害されることになると思い	御意見につきましては、今後の施
		ます。	策展開の参考にさせていただきま
		国は、病気の原因を作らないよう、規制を	す 。
		加えるなどして、対応していくべきだと考え	
		ます。	
女性特有の	19	女性のがんについては、最近マスコミにも	女性の社会進出の促進や本県の
がん対策		かなり取り上げられるなどしており、それよ	共働き率の高さなどの地域性を考
【全般】		りも、罹患率の高い、胃がん、肺がん、大腸	慮して規定を設けたものでありま
		がん、また、死亡率の高い、すい臓がんなど	すので、御理解ください。
		を重視するべきだと思います。	御意見につきましては、今後の施
			策展開の参考にさせていただきま
			す。
がん医療	20	重粒子線治療施設については、運営してい	本条例案では、高度で先進的なが
の 充 実		くためには、多額の費用が必要だと聞いてい	ん治療が推進されることが県民の
【第4号】		ます。	利益につながるものと考え規定を
		当初の施設整備に係る資金支援は投資扱	設けたものです。
		いとしても、恒常的な施設・設備のメンテナ	なお、重粒子線治療施設等の高度
		ンス費用や人件費等の運営経費を県が負担	で先進的な施設は、患者数を確保し
		することは、他県の人も利用する施設である	自立的な運営が図られることが重
		ことから、県税で県外の人が恩恵を受ける形	要であり、広域的な活用を促進する
		になり問題があると考えます。	ための広域的な連携・協力体制を構
			築するための施策を講じることと
			しておりますので御理解ください。
			御意見につきましては、今後の施
			策展開の参考にさせていただきま
			す。
緩和ケア	21	緩和ケアについて、それを受けることがで	本条例案では、緩和ケアが重要で
の 充 実		きない人がとても多く、緩和ケア病棟も、入	あるという認識のもと、普及啓発や
【全般】		りたくても入れない、特別室のような存在だ	がんと診断された時から切れ目な
		と感じています。	く緩和ケアが提供されるよう連携
		病気を治すことが難しくなった場合の行	強化等の緩和ケアを充実していく
		き先を考えてほしいと思います。	ための施策を実施することとして
		在宅で看られることが、一番かもしれませ	おります。

項目	番号	意見の概要	意見に対する考え方
		んが、それが難しい方もたくさんいらっしゃ	御意見につきましては、今後の施
		います。	策展開の参考にさせていただきま
			す。
相談支援	22	市民団体として、どこにも属さない形の患	本条例案では、がん患者やその家
体制の整備		者やそこに関わる方が気軽に来られる場所	族の方が交流する場の提供に関す
【全般】		をつくりたいと考えており、両者の間をつな	る支援を実施することとしており
		げられたらと思っています。	ます。
		そういう活動も、ぜひ支援してほしいと思	御意見につきましては、今後の施
		います。	策展開の参考にさせていただきま
			す。